

天理市地域福祉計画及び天理市地域福祉活動計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づく地域福祉計画（以下「本計画」という。）の策定にあたっては、本市の現状又は課題等を洗い出し、整理するとともに、本市が持つ特徴及び特色を考慮した上で、本計画に盛り込み、本計画を本市における地域福祉の推進に資する実効性のある指針とする必要があります。

また、地域福祉の推進にあたっては、地域住民及び民間団体等の主体的な活動が重要であることから、社会福祉協議会が中心となり策定する地域住民及び民間団体等の行動指針となる地域福祉活動計画についても、本計画と一体的に策定することとします。

そこで、豊富な経験と高度な専門知識を有する事業者到天理市地域福祉計画及び天理市地域福祉活動計画策定業務において必要な支援を受け、効率的に計画を策定するため「公募型プロポーザル」を実施するものです。

2. 策定方針

本市では、最上位計画である天理市総合計画を中心に、「共に支え合う」街づくりを推進しています。本計画においても、天理市総合計画との整合性を図りつつ、従来からの「官」と「民」、「公」と「私」といった縦割りの文化ではなく、多様な担い手の育成及び地域住民の社会参画の機会を創出しながら、地域の多様な主体が協働し課題解決に取り組む文化を広げ、新たな地域福祉のあり方を検討、推進していく必要があります。

しかし一方で、本市の財政状況は近年大変厳しい状況にあり、今後の見込みにおいてもこの状況は継続するものと考えられます。これまでのように市が主人公となり予算を計上し事業を実施する従来型の構図ではなく、地域住民や民間団体等が、地域課題を「我が事」として捉え、「受け手」と「支え手」とにかかわらず支え合いの活動に参画し、脇役である市の支援も含め、地域の多様な資源を「丸ごと」活用する新しい構図のもと、「最小の費用で最大の効果」が得られるような計画を策定します。

特に、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の役割を明確にし、地域においてそれがその役割を担うことができるのか、CSWを有効に活用するための仕組み等についても検討し、計画へ反映することとします。

3. 業務の概要

(1) 業務名称

天理市地域福祉計画及び天理市地域福祉活動計画策定支援業務

(2) 業務期間

契約日から令和 3 年 3 月 31 日まで

(3) 業務委託費上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

天理市地域福祉計画及び天理市地域福祉活動計画の合計 5,000 千円

①天理市地域福祉計画分 3,500 千円

（令和元年度分 0 円、令和 2 年度分 3,500 千円）

②天理市地域福祉活動計画分

1,500 千円

(令和元年度分 0 円、令和2年度分 1,500 千円)

(4) 業務内容

天理市地域福祉計画及び天理市地域福祉活動計画策定支援業務仕様書のとおり

4. 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人とします。ただし、複数の法人による連合体での参加はできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出日から最優秀企画提案者等の選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- (5) 参加表明書提出日において、国税又は地方税を滞納していないこと。
- (6) 平成 26 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間に、他の自治体において地域福祉計画策定支援業務の契約（元請）を締結し、かつこれらを誠実に履行した実績があること。単に市民意識調査のみを受託など策定過程の一部を受託し完了したものは該当しない。

※最優秀企画提案者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記要件を満たしていないと認められる場合は、最優秀企画提案者の決定を取り消し、その者との契約は締結しない。

5. 配布資料

配布資料は以下のとおりであり、天理市公式ホームページにてダウンロードしてください。

- (1) 天理市地域福祉計画及び天理市地域福祉活動計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 評価項目基準表
- (3) 様式集
- (4) 天理市地域福祉計画及び天理市地域福祉活動計画策定支援業務仕様書
- (5) 施政方針（平成 29 年、平成 30 年、平成 31 年）
- (6) 天理市第 5 次総合計画
- (7) 天理市障害者まほろば計画（第 3 次障害者福祉基本計画）
- (8) 天理市第 5 期障害福祉計画 第 1 期障害児福祉計画
- (9) 天理市高齢者福祉計画 第 7 期介護保険事業計画
- (10) 天理市子ども・子育て支援事業計画

6. プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要領の公表	令和2年1月7日（火）
参加表明書の提出期間	令和2年1月7日（火）から 令和2年1月20日（月）まで
質問受付期間	参加表明書提出時から 令和2年1月20日（月）まで ※天理市公式ホームページ上で1月24日（金）に 質問に対する回答を掲載する。
企画提案提出届等の提出期間	令和2年1月27日（月）から 令和2年2月3日（月）まで
第1回選定委員会※ （書類審査）	令和2年2月12日（水）
第2回選定委員会 （書類及びヒアリング審査）	令和2年2月21日（金）
選定結果通知	令和2年2月下旬

※第1回選定委員会

提案事業者が4社以上の場合に開催することとし、書類審査を実施のうえ、ヒアリング審査を行う事業者3社を決定し、通知します。したがって、提案事業者が3社以下の場合は実施されません。この場合、全提案事業者に対し第2回選定委員会（書類及びヒアリング審査）の開催日時等について通知します。

7. 参加表明書等の提出

（1）提出期間

令和2年1月7日（火）から令和2年1月20日（月）午後5時まで（必着）

（2）提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出してください。

（3）提出先

天理市健康福祉部福祉政策課地域支え合い推進係
住所等は、「13. 担当部局」を参照してください。

（4）提出書類

	書類名	様式等
①	参加表明書	様式1
②	事業者概要	様式2
③	役員名簿	様式3
④	商業登記簿謄本（法人の登録事項証明書）	指定様式
⑤	印鑑証明書	指定様式

⑥	納税証明書（各1部）	指定様式
	ア 法人税	
	イ 消費税及び地方消費税	
	ウ 法人都道府県民税	
	エ 法人事業税・法人特別税	
	オ 法人市町村民税	
※年度を特定する必要がある場合は、直近3年度分		

8. 質問書の提出

(1) 提出期間

参加表明書提出時から令和2年1月20日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

様式集中の「質問書」により作成し、電子メールで提出してください。

(3) 提出先

天理市健康福祉部福祉政策課地域支え合い推進係

電子メールのアドレスは、「13. 担当部局」を参照してください。

9. 企画提案提出届等の提出

(1) 提出期間

令和2年1月27日（月）から令和2年2月3日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出してください。

(3) 提出先

天理市健康福祉部福祉政策課地域支え合い推進係

住所等は、「13. 担当部局」を参照してください。

(4) 提出書類

	書類名	様式等
①	企画提案提出届	様式4
②	事業者の概要がわかるパンフレット等	任意様式
③	直近3事業年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び株主資本等変動計算書	任意様式
④	他市町村における同種業務の実績	様式5
⑤	業務実施体制	様式6
⑥	企画提案書	様式7
⑦	業務委託見積書（消費税及び地方消費税を含む。） ※ i) 全体分 ii) 天理市分 iii) 天理市社会福祉協議会分	任意様式

(5) 提出部数

正本1部 副本10部

(6) 企画提案書等策定の留意点

- ① 企画提案書は「様式7」により作成し、「様式7」に示す項目について漏れなく記載してください。提出された企画提案書等は、天理市地域福祉計画及び天理市地域福祉活動計画策定等支援事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査に付し、選定委員は別紙「評価項目基準表」に基づいて評価及び採点を行うこととなりますので、企画提案書の作成に当たっては、見やすさ・わかりやすさに留意してください。
- ② 文字数については指定しませんが、文字は「MS明朝、11ポイント以上」で言語は日本語で作成してください。
- ③ 書類の体裁は、用紙A4判片面印刷をお願いします。
- ④ 提出書類には、それぞれインデックスを付しファイルに綴じてください。なお、ホッチキス留めはしないでください。

(7) 業務委託見積書の留意事項

- ① 見積書の作成に当たっては、天理市地域福祉計画分（以下「福祉計画分」という。）と天理市地域福祉活動計画分（以下「活動計画分」という。）を合計した（i）全体見積書を作成し、下記③の福祉計画分と活動計画分の提案上限額で按分して得た額面で、（ii）福祉計画分及び（iii）活動計画分の見積書を作成してください。
- ② （i）全体見積書については、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載してください。（ii）福祉計画分及び（iii）活動計画分の見積書については、（i）全体見積書と同じ内訳項目を記載し、上記と同じ方法で按分した額面でそれぞれ作成してください。
- ③ 見積上限額は、福祉計画分 3,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）、活動計画分 1,500,000円（消費税及び地方消費税含む。）の合計 5,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）として、見積上限額を超える提案があった場合は、失格とします。
- ④ 契約については、天理市地域福祉計画策定支援業務を天理市と天理市地域福祉活動計画策定支援業務を天理市社会福祉協議会とそれぞれ個別に契約するものとします。

契約締結日は、天理市は令和2年3月中旬を予定しており、天理市社会福祉協議会は、令和2年4月1日を予定しています。

10. 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

① 選定委員会

ア 選定方法は、公募型プロポーザル方式とし、別に定める選定委員会で以下の方法により最優秀提案者及び優秀提案者各1社の選定を行います。天理市及び天理市社会福祉協議会（以下「市及び協議会」という。）は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとしませんが、辞退その他の理由により契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉を行うものとしします。

イ 最優秀提案者等の選定に向けては、選定委員会を原則2回開催することとし、第1回選定委員会では、提出された企画提案書等について、評価項目基準表に基づき書類審査を行い、書類及びヒアリング審査を実施する事業者3社を決定します。選定結果は、第1回選定委員会終了後、遅滞なく企画提案書を提出したすべての事業者に対し通知します。

なお、企画提案書を提出した事業者が3社以下の場合は、第1回選定委員会を実施しません。

ウ 第2回選定委員会では、第1回選定委員会において選定された事業者（以下「対象事業者」という。）によるプレゼンテーションを実施したうえで、評価項目基準表に基づき、提出された企画提案書等について評価及び採点をして、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

エ 選定結果は、第2回選定委員会終了後、速やかに対象事業者に通知します。

② プレゼンテーションについて

第2回選定委員会におけるプレゼンテーションは以下のアからオの方法で実施します。

ア 各事業者出席者は3名以内とし、現場責任者は必ず出席のうえ、現場責任者がプレゼンテーションを行ってください。

イ プレゼンテーションの時間は、1社あたり40分以内とします。（提案者のプレゼンテーション20分、質疑応答20分を目安とします。）

ウ パソコン等を用いる場合、スクリーン及び電源は事務局で準備しますが、それ以外（パソコン、プロジェクター等）については、ご持参ください。

エ 開催日等は、該当事業者に別途通知します。

オ 提出済みの企画提案内容の範囲内で、プレゼンテーション用資料を認めますが、前日までに「11. 担当部局」宛にプレゼンテーション用資料（10部）を郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便の方法により提出してください。プレゼンテーション用資料の体裁等は、企画提案書等に準じます。

(2) 評価基準

評価項目基準表のとおりで、選定委員は当該基準に従って審査を行います。

(3) 選定結果の公表

① 選定委員会は非公開とします。

② 選定委員名は、選定終了後に公表します。

③ 天理市ホームページにて、選定結果及び最優秀提案者の企画提案書を公表します。その際、最優秀提案者に対して企画提案書の電子データの提供及び必要箇所へのマスキング作業に協力いただきますのでご了承ください。

11. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 業務委託見積額が上限額を超える場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 提案内容等に虚偽の記載をした場合

- (4) 本要領や提出方法、提出期限を遵守しなかった場合
- (5) 選定の透明性・公平性を害する行為があった場合

12. その他留意事項

- (1) 参加を表明するにあたっては、本要領及び配布資料を熟読し、本市における取組みや今後の市の方針について十分に理解したうえで行ってください。
- (2) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出することはできません。
- (3) 本件に参加するために要する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認められません。また、提出された企画提案書等の返却はいたしません。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開します。
- (6) 参加者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属しますが、採用された企画提案書等の著作権は、市に帰属するものとします。
- (7) 市及び協議会は、参加事業者からの提案に拘束されません。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知します。
- (8) 本業務の具体的な業務は、契約締結時に企画提案書や仕様書等の内容を尊重し、市及び協議会と受託者で協議をしたうえで行うこととなります。
- (9) 本業務を遂行するに当たり、5. 配布資料にて提示した各資料のみならず、最新の情報を活用するものとします。

13. 担当部局（問合せ先）

天理市健康福祉部福祉政策課地域支え合い推進係

所在地：〒632-8555 奈良県天理市川原城町 605

電話：0743-63-1001（代表） 内線 751

F A X：0743-62-2880

電子メール：fukushi-s@city.tenri.nara.jp